

猟銃及び空気銃の取扱いの講習会等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月31日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第11号

猟銃及び空気銃の取扱いの講習会等に関する規則の一部を改正する規則

猟銃及び空気銃の取扱いの講習会等に関する規則（平成4年佐賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（講習会の開催） 第3条 猟銃等講習会は、次の各号に掲げる区分に応じ開催するものとする。ただし、特別の理由があるときは、<u>回数又は場所</u>を変更して行うことができる。 （1） <u>猟銃等初心者に対する猟銃等講習会は、佐賀県警察本部（以下「本部」という。）、佐賀県佐賀総合庁舎（以下「佐賀総合庁舎」という。）、佐賀県唐津総合庁舎（以下「唐津総合庁舎」という。）及び佐賀県武雄総合庁舎（以下「武雄総合庁舎」という。）のいずれかの場所において、年6回以上開催する。</u> （2） <u>猟銃等経験者に対する猟銃等講習会は、本部、佐賀総合庁舎、唐津総合庁舎及び武雄総合庁舎のいずれかの場所において、毎月1回以上開催する。</u> 2 クロスボウ講習会は、次の各号に掲げる区分に応じ開催するものとする。ただし、特別の理由があるときは、<u>回数又は場所</u>を変更して行うことができる。 （1） <u>クロスボウ初心者に対するクロスボウ講習会は、本部又はクロスボウ講習会を行うために必要な設備を有する施設において、年2回以上開催する。</u>	（講習会の開催） 第3条 猟銃等講習会は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める場所において、当該各号に定める回数を開催するものとする</u>。ただし、特別の理由があるときは、<u>場所又は回数</u>を変更して行うことができる。 （1） <u>猟銃等初心者に対する猟銃等講習会 佐賀県警察本部（以下「本部」という。）又は猟銃等講習会を行うために必要な設備を有する施設において、年6回以上</u> （2） <u>猟銃等経験者に対する猟銃等講習会 本部又は猟銃等講習会を行うために必要な設備を有する施設において、毎月1回以上</u> 2 クロスボウ講習会は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める場所において、当該各号に定める回数を開催するものとする</u>。ただし、特別の理由があるときは、<u>場所又は回数</u>を変更して行うことができる。 （1） <u>クロスボウ初心者に対するクロスボウ講習会 本部又はクロスボウ講習会を行うために必要な設備を有する施設において、年2回以上</u>

改正前	改正後
<u>(2) クロスボウ経験者に対するクロスボウ講習会は、本部又はクロスボウ講習会を行うために必要な設備を有する施設において、毎月 1 回以上開催する。</u>	<u>(2) クロスボウ経験者に対するクロスボウ講習会 本部又はクロスボウ講習会を行うために必要な設備を有する施設において、毎月 1 回以上</u>
3 略	3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。